

保険料（税）と納付金

1. 保険税について

平成 30 年度から、都道府県広域化により京都府が国保財政運営の責任主体となり、毎年度、市町村ごとの保険事業費納付金を決定し、市町村に納付させている。

保険事業費納付金は、京都府が府全域の医療給付費等の見込みをたて、市町村ごとに医療費水準と所得水準をふまえて決定する。あわせて、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表する。

市町村は、京都府が決定した保険事業費納付金の支払いを賄うために、京都府が示す標準保険料率を参考として、必要な保険税を賦課・徴収する。

○京丹後市国民健康保険税条例（抜粋）

第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) **基礎課税額**(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による**国民健康保険事業費納付金**(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「**後期高齢者支援金等**」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下この条において「**介護納付金**」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための**国民健康保険税の課税額**をいう。以下同じ。)

(2) **後期高齢者支援金等課税額**(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する**後期高齢者支援金等**の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための**国民健康保険税の課税額**をいう。以下同じ。)

(3) **介護納付金課税被保険者**(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した**介護納付金課税額**(国民健康保険税のうち、**国民健康保険事業費納付金**の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する**介護納付金**の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための**国民健康保険税の課税額**をいう。以下同じ。)

2. 保険税率の算定方法

(1) 賦課総額を求める

賦課総額とは…府への保険事業費納付金に充てる保険税収入を得るために、収納率等を考慮して被保険者に賦課すべき金額

- ①必要経費（支出）から保険税以外の見込める収入を控除する→保険税必要額
- ②保険税必要額を収納率で割り戻す→賦課総額

イメージ (1)

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
支出	収入	支出	収入	支出	収入
保健事業費	基金繰入等		基金繰入		基金繰入
	一般会計繰入		一般会計繰入		一般会計繰入
保険事業費納付金(医療分)	保険税必要額(ア)	保険事業費納付金(後期高齢者支援金分)	保険税必要額(イ)	保険事業費納付金(介護納付金分)	保険税必要額(ウ)
保険給付費	保険給付費等交付金				

$$\text{保険税必要額} ((ア) + (イ) + (ウ)) \div \text{収納率} = \text{賦課総額}$$

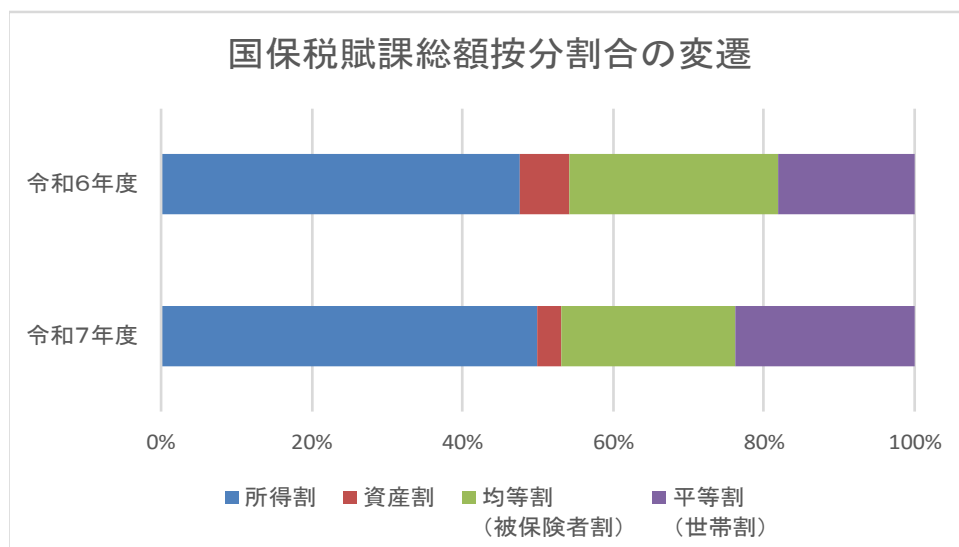
(2) 賦課総額を一定の基準で振り分ける

保険税は、負担能力に応じてかかる応能割分（所得割・資産割）と、受益の観点から等しくかかる応益割分（均等割・平等割）から構成される。

現状、この構成比率について本市では、おおむね応能割：応益割＝53：47としてきたが、令和7年度に資産割を廃止することとし、令和7年度は激変緩和措置のため資産割を半減させた。応能割：応益割の構成割合についてはその比率が変わらないよう、その他の所得割、均等割、平等割で調整を図った。また、令和8年度は資産割を完全に廃止するため、応能割の構成は所得割のみとなるが、応能割：応益割の構成割合については京都府が標準的に示す50：50を基本に調整を図る。

この構成比率で振り分けた賦課総額を、所得割分は加入者の所得総額で、均等割分は加入者数で、平等割は加入世帯数でそれぞれ案分し、税率を算出することとなる。

イメージ(2)



	所得割	資産割	均等割 (被保険者割)	平等割 (世帯割)
令和7年度	50.0	3.2	23.0	23.8
令和6年度	47.6	6.6	27.8	18

※平成29年度まで国保施行令及び地方税法で案分割合が定められていたが、平成30年度からは府の示す標準的な保険料率を参考に、市町村が案分割合を決定している。